



6 城 財 第 114 号
令 和 6 年 8 月 28 日
(2024年)

城陽市議会議長 小松原 一哉 様

城陽市長 奥田 敏晴
[公印省略]

採択された請願に対する処理の経過及び結果について

地方自治法第125条の規定に基づく請求について、下記のとおり報告いたします。

記

1	番 号	件 名	議 決 日
	請願第6－1号	スケートボードパーク建設を求める請願書	令和6年3月28日
	処 理 状 況		
	スケートボードパーク建設地として請願のあった新名神高速道路高架下については、高速道路供用後、残工事が完了する半年から1年後に占用許可を受けることが可能となるが、現時点で新名神高速道路（大津～城陽間）の供用時期が未定であり協議できる状況ではないため、今後、高架下利用の環境が整った段階で設置について検討する。 (まちづくり活性部新名神推進課、教育委員会事務局文化・スポーツ推進課)		経過（継続）